

ヤングケアラー支援機関向け

ヤングケアラー
支援ガイドブック



尾張旭市

こども家庭センター

令和7年9月発行

1 ヤングケアラーとは

① ヤングケアラーの概念

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、令和6年6月12日に施行されました。この改正では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、各種支援に努めるべき対象として明記されました。

※「**過度に**」とは、子どもにおいては、子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては、自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。

〈ヤングケアラーの例〉



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

他にも、

- ・ 依存的な親に対応するなど、見守りや感情面のサポートをしている
- ・ 精神疾患や知的障がい、発達障がい、疾病や難病等のある親やきょうだいの面倒をみている
- ・ きょうだいの保育園や児童クラブなどへの送り迎えをしている

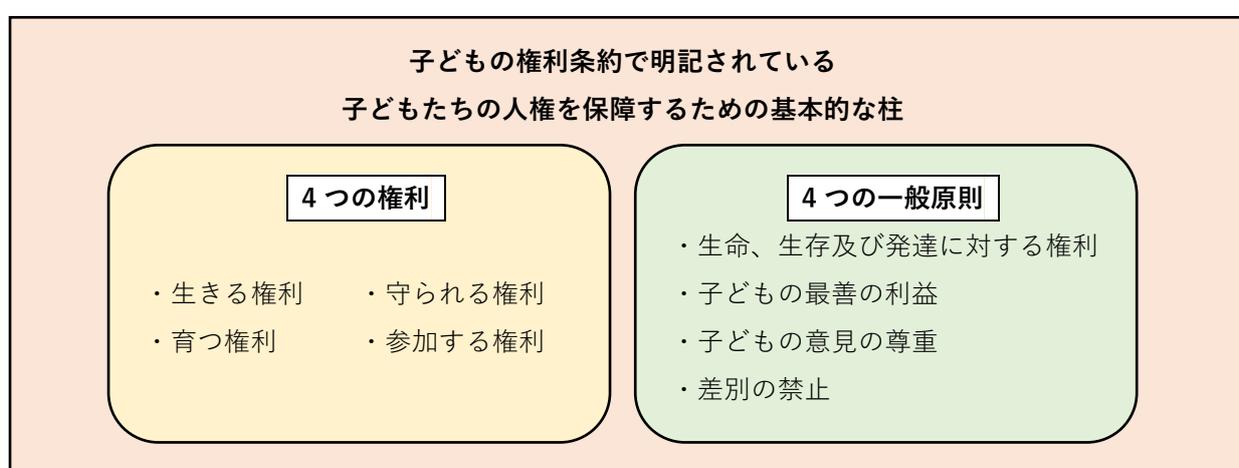
などもヤングケアラーに含まれます。

② ヤングケアラーとこどもの権利

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを行うことによる責任や負担の重さにより、健康状態や学業、友人関係などに影響が生じている状態にあります。

これは本来守られるべき「子どもの権利」が侵害されている可能性があります。また、そのような状況が長引くと、「自分の思いを言えなくなってしまう」「将来の希望が持てなくなる」「自身の自立が遅れる」といった影響を及ぼすことも考えられます。

そのため、関係機関がヤングケアラーについて正しく理解・認識し、このようなこどもを早期に発見し、支援につなげていくことが大変重要となります。



2 ヤングケアラーへの「気づき」

ヤングケアラーは、こども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないことが多く、また家庭のことで悩みがあっても相談する場合は少ないです。さらに、ヤングケアラーについては、家庭内の問題であることや周囲が異変に気づいても家族の問題に対して介入しにくいことなどから「潜在化しやすい」という特徴があります。

そのため、教職員をはじめスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の学校関係者、保育園の職員、児童館や児童クラブ・学童クラブ等の関係職員、市保健師、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉関係者、医療関係者など、こどもや父母などの家族と接する機会が多い皆さんや周りの**大人の「気づき」が重要**です。

日頃からこどもの様子や変化に目を配り、「サポートが必要な状況かもしれない」「ヤングケアラーではないか」といった視点や意識を持つことが、ヤングケアラーの発見につながるものと考えます。特に、ひとり親家庭や生活困窮家庭、家族に病気、障がいや介護の必要な方がいる家庭の場合には、ヤングケアラーの可能性を念頭に置くようにしましょう。

ヤングケアラー「気づき」のヒント

・健康に関すること

- 必要な通院・受診・服薬ができていない
- 虫歯が多い
- 精神的な不安定さがある
- 食事の際、過食・偏食傾向がある
- いつも眠そうにしている
- 表情が乏しい
- 過度に太っている・痩せている
- 将来に対する不安や悩みを口にしている
- 身だしなみが整っていない（髪・服装・臭い・清潔感がない）

・教育に関すること

- 欠席・遅刻・早退が多い
- 保健室によく来る
- 学力が低下している
- 授業中の集中力が欠けている
- 居眠りしていることがある
- 宿題や持ち物の忘れ物が多い
- 集金が未払い・遅れる
- 修学旅行等の行事を欠席する
- 提出書類が期日までにそろわない
- クラスの子たちとの関わりが薄い
- 授業参観や懇談会に保護者が来ない
- 保護者との連絡がつながりにくい

・その他

- 家に介護が必要な家族がいる
- 家族分の買い物をよくしている
- 年齢よりも大人びている
- 夜、子どもたちだけで過ごしている
- 年下のきょうだいの送迎や世話をしている姿をよく見る
- 日本語が苦手な親のために通訳をしたり、手続きをしたりしている
- 家の中が物であふれていたり、掃除がされていなかったりする

児童虐待（ネグレクトを含む）が疑われる場合は、ためらわず通告してください。

通告は義務です。虐待の判断は市や児童相談所等の専門機関が行います。

・ [こども家庭センター子育て支援係 53-6102](#)

・ [児童相談所虐待対応ダイヤル ^{いちはやく} 189](#)

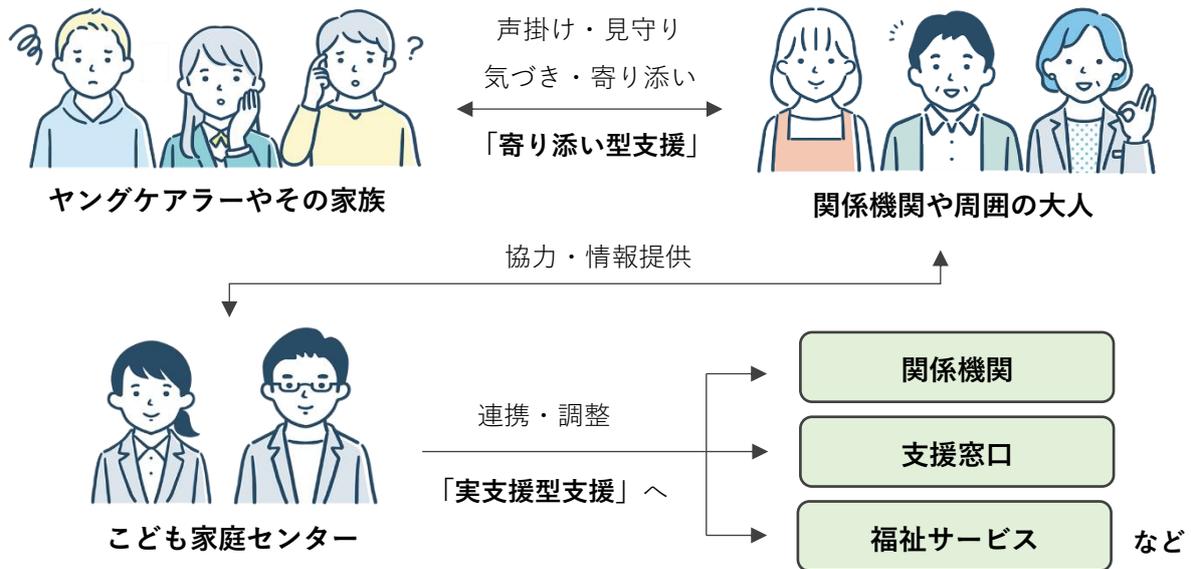
3 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、“見えづらさ”だけでなく、“支援のしづらさ”も課題の1つです。ヤングケアラー本人やその家族に自覚がない場合が多く、支援を受ける必要性を感じていなかったり、支援を望んでいなかったりすることがあります。したがって、いきなり家庭に介入することは難しいため、まずはヤングケアラー本人への「寄り添い型支援」から始めます。

ヤングケアラーへの関わり方のポイント💡

- 登下校の際や地域で出会ったときに、あいさつや声かけをしたり、様子を見守ったりする
- 何気ない話でもしっかり聞き、気持ちや思いを受け止める
- 話したがらないときは無理に聞き出さず、「話したくなったら、いつでも聞くよ」と伝える
- ケアしていることや家族のことを否定しない
- ケアしていることを褒めたり価値づけたりしない
- 長い目で寄り添い、「一緒に考えていく」という姿勢を続ける

ヤングケアラー本人への日常的な関わりを大切に、本人から見て「信頼できる大人」になりましょう。自分のことを気にかけてくれる大人がいることが安心感につながり、話がしやすい関係になれば、家族の状況に関する相談ができるようになります。そこから、福祉サービス等の「実支援型支援」につながれる可能性が広がります。ヤングケアラーの問題を解決するためには、ヤングケアラー本人だけでなくケアしている家族への支援が必要不可欠です。その家族の状況を把握し、ケースに応じて、各関係機関がそれぞれの専門領域から関わっていくこととなります。



ヤングケアラーと思われるこどもやその家庭の情報・相談はこども家庭センターへお願いします。

「実支援型支援」につながっても、すぐに状況が改善されるとは限りません。本人や家族の思いを尊重しつつ継続的な接点を持ちながら信頼関係を保ち続け、長期的に支援していくことが何より大事になります。「自分の話を、自分を主役として聞いてくれる大人がいる」と思える環境を作ることを心がけて、ヤングケアラー本人と関わるのが大切だと考えています。

4 想定されるケースと利用できる福祉サービス

想定される具体的な事例で利用できる福祉サービスを分野別に番号で示しています。

※分野別サービスの内容については 7～12 ページをご覧ください。なお、利用要件等の詳細は各窓口へお問い合わせください。

○福祉サービスの番号（分野別）

A01	～	A18	こども家庭支援・・・P7～8	E01	コミュニケーション支援・・・P12		
B01	～	B26	高齢者支援・・・P8～9	F01	～	F09	その他の相談・・・P12
C01	～	C26	障がい者支援・・・P10～11	G01	日常生活の心配ごと・・・P12		
D01	～	D03	生活支援・・・P11				

	ケース ※YC=ヤングケアラー	具体的事例	利用できるサービス
1	YC 本人の負担軽減が必要な場合	居場所提供、一時的に家族を預けたいなど	A01～A07、A10～A12、 B10、B11、C10、C16、 C17、C19
2	多子世帯等で YC が幼いきょうだいの世話をしている場合	保育の提供、放課後活動など	A01～A13、F04
3	学習支援が必要な場合	ひとり親世帯、生活困窮世帯など	A11
4	YC がケアをする対象者が高齢者の場合	認知症の相談、介護を手伝ってほしい、家族の手を休ませたいなど	B01～B26
5	YC がケアをする対象者又は本人に障がい等がある場合	どのような支援があるのか知りたい、家族の手を休ませたい	C01～C26
6	YC がケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	服薬管理、病院への送迎、訪問による支援など	B03、B05、B07、B11、 B16、B17、B19、B20、 C04、C05、C09、C10、 C18～C20、C22～C25
7	ひとり親世帯の子育て支援について知りたい場合	経済的に苦しい、就労支援など	A14～A18、D01～D03
8	経済的支援が必要な場合	家計を支えるため放課後に働いているなど	A14～A18、B26、C26、 D01～D03
9	YC がケアする対象者に言語のサポートが必要な場合	保護者の社会活動にこどもを同行させているなど	E01
10	家族の心配ごとを相談したい場合	家族が抱える複合的な困難をサポート	F01～F09、G01
11	YC に関する全般的な相談について窓口を知りたい場合	家族の世話で自分の時間が持てないなど	G01

A こどものいる家庭への支援

I 日常生活の支援

—施設や学校等で一時的にこどもを預かる—

	支援メニュー	内容	問い合わせ
A01	保育園などの利用相談	保育園などの利用に当たり、保護者の意向や状況に応じて相談支援を行う	保育課庶務係 76-8147
A02	保育園	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する	保育課庶務係 76-8147
A03	一時保育	病気、冠婚葬祭、就労などで、一時的に保育できないときに保育園で預かる	保育課庶務係 76-8147
A04	子育て支援短期利用	保護者の冠婚葬祭などの場合、児童養護施設等で一時的に預かる	こども家庭センター子育て支援係 53-6101
A05	病児・病後児保育	病気や回復期のこどもを一時的に保育する	保育課庶務係 76-8147
A06	児童クラブ・学童クラブ	保護者が仕事などにより不在となる家庭の小学生が安心して過ごせる場所を提供する	こども課児童育成係 76-8146
A07	育児リフレッシュ預かり「ぼけっと」	一時的にこどもと離れて自分の時間を持つことで、新たな気持ちで子育てに向き合えるようサポートする	子育て支援センター 52-3132

—妊娠・出産・子育てに関すること—

A08	あさびー子育てコンシェルジュ	妊娠期から子育て期の親子のための総合相談窓口。保健師・助産師等が妊娠・育児等に関する相談に応じる	こども家庭センター母子保健係 53-5566
A09	こども・子育て相談	安心して育児ができるよう困りごとを抱えるこどもや家庭へのサポート、相談支援を行う	こども家庭センター子育て支援係 53-6102

—子育てに関する助け合い—

A10	ファミリー・サポート・センター	保育園等への送迎や援助会員宅での一時預かりなど、会員同士が助け合いながら子育てを援助する組織	ファミリー・サポート・センター 51-5571
-----	-----------------	--	----------------------------

—こどもの居場所支援や家事支援—

A11	学習支援	生活困窮、ひとり親世帯等の中高生を対象に、学習支援の場を提供する	こども家庭センター子育て支援係 53-6101
A12	こども食堂	地域のつながりを活かし、こども・子育て世帯などへ食事の提供を行う	こども家庭センター子育て支援係 53-6101
A13	子育て世帯訪問支援	訪問員が子育て世帯を訪問し、育児・家事支援や子育てに関する悩みごとに対する相談支援を行う	こども家庭センター子育て支援係 53-6101

—経済的支援—

A14	就学援助	経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの援助を行う	学校教育課庶務係 76-8176
-----	------	--	---------------------

II ひとり親家庭への支援

—経済的支援—

A15	児童扶養手当、遺児手当、遺児就学手当	ひとり親家庭等の生活の安定や児童の健全育成を支援するための手当を支給する	こども課家庭支援係 76-8149
-----	--------------------	--------------------------------------	----------------------

	支援メニュー	内容	問い合わせ
A16	母子・父子家庭医療費助成	ひとり親等が健康で安心した生活を送るため、医療費の自己負担額を助成する	保険医療課福祉医療係 76-8152
A17	母子・父子家庭自立支援給付金 母子・父子・寡婦福祉貸付金	就職に有利な資格取得等を支援するための給付金や貸付金	こども課家庭支援係 76-8149

—生活支援—

A18	ひとり親家庭等日常生活支援事業	生活援助を行うために、家庭生活支援員を派遣する	こども課家庭支援係 76-8149
-----	-----------------	-------------------------	----------------------

B 高齢者のための支援

I 高齢者に関する相談

B01	地域包括支援センター	高齢者のための支援に関する総合相談機関	地域包括支援センター 55-0654
-----	------------	---------------------	-----------------------

II 要介護・要支援の認定等

B02	長寿課相談窓口	要介護・要支援等の認定を受けることで、介護保険の介護サービスが利用可能になる	長寿課介護保険係 76-8144
-----	---------	--	---------------------

III 要介護・要支援の認定等を受けて利用できるサービス

—自宅で利用するサービス—

B03	訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが訪問し、食事等の介護や日常生活上の支援を行う	地域包括支援センター 55-0654
B04	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護を行う	地域包括支援センター 55-0654
B05	訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う	地域包括支援センター 55-0654
B06	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、療養生活の改善と機能訓練を行う	地域包括支援センター 55-0654
B07	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行う	地域包括支援センター 55-0654

—施設に通って利用するサービス—

B08	通所介護(デイサービス)	通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行う	地域包括支援センター 55-0654
B09	通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリを日帰りで行う	地域包括支援センター 55-0654

—短期間施設に泊まるサービス—

B10	短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所する方に、食事や入浴などの介護や機能訓練などを行う	地域包括支援センター 55-0654
B11	短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する方に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行う	地域包括支援センター 55-0654

—生活環境を整えるサービス—

	支援メニュー	内容	問い合わせ
B12	福祉用具貸与	様々な福祉用具がレンタルできる	地域包括支援センター 55-0654
B13	特定福祉用具販売	特定の福祉用具を購入したときに、後日購入費の一定割合を支給する	地域包括支援センター 55-0654
B14	住宅改修費支給	住み慣れた自宅で安心して暮らすため、改修費用の一定割合を支給する	地域包括支援センター 55-0654

—施設へ入居する方へのサービス（施設サービス）—

B15	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の介護を行う	地域包括支援センター 55-0654
B16	介護老人保健施設 （老人保健施設）	医療上のケアやリハビリ、介護を一体的に提供し、日常生活上の世話を行う	地域包括支援センター 55-0654
B17	介護医療院	医学的管理のもとで、長期療養が必要な方のための医療や日常生活上の介護を行う	地域包括支援センター 55-0654

—特定施設で利用するサービス—

B18	特定施設入所者生活介護	特定施設に入居中の方に、日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う	地域包括支援センター 55-0654
-----	-------------	--	-----------------------

—自宅で利用するサービス（地域密着型サービス）—

B19	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的又は密接に連携しながら行う	地域包括支援センター 55-0654
B20	夜間対応型訪問介護	夜間専用の訪問介護を行う	地域包括支援センター 55-0654

—施設に通って利用するサービス（地域密着型サービス）—

B21	地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンターなどに通い、日常生活上の世話や機能訓練などを行う	地域包括支援センター 55-0654
B22	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が通所介護で、入浴・食事等日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行う	地域包括支援センター 55-0654
B23	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊サービスを組み合わせた多機能なサービスを行う	地域包括支援センター 55-0654

—小規模な特定施設で利用するサービス（地域密着型サービス）—

B24	地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護専用型の特定施設に入所する方に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行う	地域包括支援センター 55-0654
-----	------------------	--	-----------------------

—小規模な施設サービス（地域密着型サービス）—

B25	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な介護老人福祉施設に入所する方に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行う	地域包括支援センター 55-0654
-----	----------------------	--	-----------------------

IV 経済的支援

B26	後期高齢者福祉医療費助成	後期高齢者医療で、重度心身障がい者やねたきり、認知症など、一定の条件を満たした方の医療費を助成する	保険医療課福祉医療係 76-8152
-----	--------------	---	-----------------------

C 障がいのある方のための支援

I 障がい等に関する相談

	支援メニュー	内容	問い合わせ
C01	障がい者相談	身体・知的・精神などの障がいのある方への福祉等に関する相談窓口	障がい者基幹相談支援センター 76-8140
C02	障がい者虐待防止センター	障がい者への虐待が疑われたときの相談窓口	地域福祉課障がい福祉係 76-8142

II 障害支援区分の認定

C03	地域福祉課相談窓口	障害支援区分の認定を受けることで、障害福祉サービスが利用可能になる	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
-----	-----------	-----------------------------------	------------------------

III 障害支援区分の認定を受けて利用できるサービス

ー訪問系サービスー

C04	居宅介護(ホームヘルプ)	障がい者(児)がいる家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事支援、通院等介助などを行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C05	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事や外出時支援などを総合的に行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C06	行動援護	知的・精神障がいにより行動に困難がある方に、外出支援を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C07	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に、外出支援を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142

ー一日中活動系サービスー

C08	生活介護	常に介護を必要とする方が、介護を受けるとともに、自分の趣味やものづくりの活動を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C09	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院等での医学管理の下、食事や入浴等の介護を総合的に行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C10	短期入所(ショートステイ)	介護している方の疾病、事故、休養等により、介護ができない場合に一時的に施設で介護を受けて生活する	地域福祉課障がい福祉係 76-8142

ー訓練・就労系サービスー

C11	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活のために、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C12	就労移行支援	65歳未満で一般企業への就労を希望する障がい者に、必要な知識と能力の向上のための訓練を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C13	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に、働く場の提供や知識や能力の向上のための訓練を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C14	就労定着支援	一般企業等への就労に伴う環境変化等に対応できるよう、訪問や来所により必要な支援を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C15	就労選択支援	障がい者本人の就労先・働き方について、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する	地域福祉課障がい福祉係 76-8142

―施設へ入居する方へのサービス―

	支援メニュー	内容	問い合わせ
C16	施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対し、夜間や休日に、入浴や排せつ、食事などの介護を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C17	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142

―地域生活支援事業によるサービス―

C18	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者(児)が、円滑に移動できるよう移動を支援(介助)する	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C19	日中一時支援	日中の活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族の一時的な休息や就労を支援する	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C20	訪問入浴サービス	自宅で入浴困難な重度身体障がい者の家族に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C21	地域活動支援センター	自分の趣味を生かした活動やものづくりの活動ができる機会、社会との交流の機会を提供する	地域福祉課障がい福祉係 76-8142

IV 障がい児のためのサービス

C22	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C23	居宅訪問型児童発達支援	自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C24	放課後等デイサービス	放課後や長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142
C25	保育所等訪問支援	支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対し、集団生活適応のための専門的な支援を行う	地域福祉課障がい福祉係 76-8142

V 経済的支援

C26	障害者医療費助成 精神障害者医療費助成	一定程度の障がいの状態にある方の医療費の自己負担額を助成する	保険医療課福祉医療係 76-8152
-----	------------------------	--------------------------------	-----------------------

D 生活をささえるための支援

―相談支援―

D01	生活困窮者自立支援	経済的に自立した生活が送れるよう、必要に応じて支援プランを作成し、包括的・継続的な支援を行う	地域福祉課生活支援係 76-8141
-----	-----------	--	-----------------------

―生活保護制度―

D02	生活保護	経済的に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する	地域福祉課生活支援係 76-8141
-----	------	--------------------------------	-----------------------

―貸付金―

D03	生活福祉資金	低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯の経済的自立や進学費用等についての貸付けを行う	社会福祉協議会 54-4540
-----	--------	---	--------------------

E コミュニケーションのための支援

—日本語以外を母国語としている方への支援—

	支援メニュー	内容	問い合わせ
E01	日本語教室	日本語教室を開催	多様性推進課多文化共生係 76-8125

F その他の相談について

F01	法律	法律に関する相談	暮らし政策課暮らし政策係 76-8155
F02	人権こまりごと	いじめ、体罰、差別や偏見による問題など、人権に関する問題や悩みごと相談	多様性推進課多文化共生係 76-8125
F03	女性の悩みごと	DV被害、家庭内の不和やいざこざ、結婚、離婚、男女問題など、女性に関する悩みごと相談	こども家庭センター子育て支援係 53-6102
F04	こどもの発達	こどもの発達が心配、子育てに不安があるなどの悩みに関する相談	こどもの発達センター 53-6103
F05	教育相談「ひまわり」	就学、いじめ、不登校など学校生活及び教育全般に関する相談	教育支援センター 76-8179
F06	青少年とその保護者の悩み	学校や家庭での悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族の相談	少年センター 0120-48-7830（フリーダイヤル） 52-0700（携帯電話から）
F07	精神保健福祉士によるこころの健康	心の病で悩んでいる方やその家族に関する相談	健康課健康増進係 55-6800
F08	労働者のためのこころの健康	産業医のいない事業所の事業主または労働者を対象とした心の健康相談	瀬戸地域産業保健センター 84-1139
F09	生活の困窮	生活の困窮に関する相談	地域福祉課生活支援係 76-8141

G 日常生活上の心配ごと全般

G01	ヤングケアラー相談	ヤングケアラーとその家族に関する相談	こども家庭センター子育て支援係 53-6102
-----	-----------	--------------------	----------------------------

5 相談窓口一覧

内容	担当課・相談窓口	
ヤングケアラー全般に関すること	こども家庭センター子育て支援係	53-6102
児童虐待（疑い）に関すること	こども家庭センター子育て支援係	53-6102
	児童相談所虐待対応ダイヤル	いちはやく 189
母子保健に関すること	こども家庭センター母子保健係	53-5566
こどもの発達に関すること	こどもの発達センター	53-6103
保育園に関すること	保育課庶務係	76-8147
小中学校に関すること	学校教育課学校指導係	76-8174
就学、いじめ、不登校などに関すること	教育支援センター	76-8179
就学援助に関すること	学校教育課庶務係	76-8176
児童クラブ・学童クラブに関すること	こども課児童育成係	76-8146
ひとり親家庭支援に関すること	こども課家庭支援係	76-8149
生活困窮に関すること	地域福祉課生活支援係	76-8141
障がいに関すること	地域福祉課障がい福祉係	76-8142
介護に関すること	長寿課介護保険係	76-8144
多文化共生に関すること	多様性推進課多文化共生係	76-8125



ヤングケアラー支援ガイドブック

令和7年9月発行

.....

尾張旭市 こども家庭センター

〒488-0074 尾張旭市新居町明才切 57 保健福祉センター3階

TEL : 0561-53-6101 / Email : kodomokatei@city.owariasahi.lg.jp